

第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会
大会オリジナルグッズ製造・販売業務に係る業務仕様書

本仕様書は、第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会大会オリジナルグッズ製造・販売業務の協定を締結する者が行う業務の内容について、必要な事項を定めたものである。

1 業務の名称

第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会 大会オリジナルグッズ製造・販売業務

2 協定期間

協定締結の日から業務が完了した旨を第 46 回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会（以下「実行委員会」という。）が役務提供業者に通知した日まで

3 業務の内容

令和 4 年 7 月 31 日（日）から同年 8 月 4 日（木）にかけて開催される第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会において全国から参加する高校生等をおもてなしすることを目的とし、大会オリジナルグッズの製造及び大会会場等での販売を行うこと。

4 大会オリジナルグッズの定義

(1) 大会オリジナルグッズは、大会名称または「第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文 2022）広報デザイン取扱いに関する要領」に定める大会広報デザインを必ず使用して製造すること。

なお、大会広報デザインの使用に当たっては、デザインガイドマニュアルを必ず確認すること。

(2) 既存商品の包装紙だけを差し替えたものや既存商品にシール等を貼り付けたものは、ここでいう大会オリジナルグッズには該当しない。

(3) 大会オリジナルグッズの製造に当たっては、これまで実行委員会が製造したグッズデザインと調和の取れるデザインのものとする。

5 大会オリジナルグッズの販売方法

(1) 原則、総合開会式会場及び各部門大会会場内の販売ブースでの販売とする。

(2) 総合開会式会場以外の部門会場については、会場によって調整の結果設置できない場合がある。（4 月中を目途に実行委員会事務局にて調整を行う。）

(3) 会場内での販売ブース設置場所については、実行委員会事務局と協議の上決定すること。

(4) 会場内での販売ブースの広さについては、およそ 2 m × 2 m とする。

6 費用

本件業務によって発生する費用（使用会場への物品販売手数料等を含む。）は、販売ブース

の設置費用（机、イス等の設置費用）を除き、全て役務提供業者の負担とし、実行委員会事務局は一切負担しないものとする。

7 業務報告

(1) 提出物

以下の業務について、実績報告書等を提出するものとする。

ア 販売物一覧

イ 大会開催期間における日別、会場別のグッズ販売数

※会場以外で販売する場合、同様に実績報告書を提出することとする。

※大会開催期間以外の期間に販売する場合、同様に実績報告書を提出することとする。

ウ 参加者からの意見等、次回開催時に参考となる資料

(2) 納期

令和4年9月30日（金）

※大会開催期間以外に販売を実施する場合、販売期間を実行委員会事務局と協議し、販売期間終了後速やかに実績報告書を提出すること。

(3) 提出先

第46回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局

（東京都教育庁指導部指導企画課全国高等学校総合文化祭担当内）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎15階南側

E-mail: S9000020@section.metro.tokyo.jp

(4) 提出方法

納品物の記述は日本語によるものとし、電子媒体（CD-ROM 又は DVD）にて1部納品すること。形式はPDF形式及び加工が可能なMicrosoft Office形式とすること。

(5) その他

提出物は、実行委員会に帰属するものとする。

8 留意事項

(1) 主たる参加者が高校生であることを考慮すること。

(2) 参加者の負担金額の設定及び提供内容については、高校生の大会にふさわしく、また東京都の特色や「おもてなしの心」が反映されるよう配慮すること。

(3) 大会が天災、感染症等その他やむを得ない事情により中止となった場合や、業務の内容が変更された場合によって、協定を締結した事業者に損失が生じることがあっても、その損失の補償を請求することはできない。

(4) 本事業について、調整や疑義が生じた場合は、その都度実行委員会と十分な協議をしたうえで実施するものとする。

(5) 業務の遂行にあたっては、実行委員会と事前に打ち合わせを行い、この仕様書によらない場合は、実行委員会と協議の上決定すること。

- (6) 業務実施で生じたトラブルについては、事業者が責任を持って対応すること。対応に当たっては、実行委員会と十分協議を行い、トラブルの解決に努めること。
- (7) 事業者は、本契約の履行に当たって、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、協定書に記載の契約事項に従って処理すること。
- (8) 事業者は、本事業の履行に当たり不正な行為をするなど、都の信用を失墜する行為を行わないこと。
- (9) 事業者は、本契約の履行に当たっては、誠実に業務に当たらなければならない。実行委員会から履行状況について、問合せ又は申入れがあった場合は、速やかに、かつ誠実に対応しなければならない。
- (10) 本業務により得た一切の情報・成果について、本件業務の目的以外に使用してはならない。
- (11) 特定の出場校名が記載されたグッズ等を販売してはならない。
- (12) 役務提供者に選定された者は、後日、「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）広報デザイン取扱いに関する要領」に定める「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）広報デザイン使用許諾申請書」を、実行委員会事務局の定める期日までに提出すること。その際、製造するグッズのデザイン案を事前に実行委員会事務局に提出し、承認を得ること。
なお、広報デザインの使用期限は、令和5年3月31日までを限度とする。
- (13) 役務提供者に選定された者は、後日、「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会物販・PRコーナー等の出店許可取扱要領」に定める「出店申請書（様式第1号・様式第2号）」を実行委員会事務局の定める期日までに提出すること。
- (14) 部門会場においては、役務提供者による販売のほか、社会福祉団体等による販売がある場合がある。

9 新型コロナウイルス感染症拡大防止

本業務においては、業務の履行にあたって、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めること。協定締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、役務提供者からの申し出を踏まえ、両者において、業務内容の変更のための協議を行う。この場合、実行委員会事務局の責めに帰すことができないものとして、協定を締結した事業者に損失が生じることがあっても、その損失の補償を請求することはできない。